



都賀カンツリー倶楽部利用約款

当倶楽部をご利用のお客様は、会員、非会員を問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、当倶楽部会則、細則等の外、下記の利用約款を必ずお守りくださるようお願い申し上げます。

記

(本約款の適用)

第1条 当倶楽部にてプレーする方（会員・非会員を問わない）の施設利用契約の内容は本約款に定めて従って頂く事と致します。

(約款の承引と署名)

第2条 当倶楽部でプレーされる方はフロントに於いて本約款を御承引の上所定の署名簿に署名して下さい。これにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受け致すこととし、プレー終了後当倶楽部退場前に別に定める料金をお支払い願います。
尚、署名時又は予約時にお知らせ戴いた氏名・住所・生年月日等の個人情報は、当倶楽部でのスタート管理、競技集計等に利用致します。又、特に異議のない場合には、当倶楽部での各種催しの案内に利用させて頂くことがございます。

(施設利用および利用の継続のお断り)

第3条 当倶楽部は次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りする事があります。

1. 満員のためスタート時間に余裕がない場合
2. 非会員については会員の同伴又は紹介等がない場合
3. 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗を乱す行為をなした場合、又はなすおそれがあると認められた場合
4. 天災地変、施設の故障、補修その他やむを得ない理由がある場合
5. 技術或いはルール・マナーが著しく未熟であって他人のプレーに迷惑をかけた場合若しくは迷惑をかけるおそれのある場合。
6. 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下 暴力団等反社会的勢力という）に属していると認められたとき。
7. 利用者が暴力団等反社会的勢力に属する者を同伴または紹介により入場させようとし、または入場させたとき。

(金銭その他貴重品)

第4条 金銭その他貴重品は、利用者自身の責任において管理してください。なお、当倶楽部は、金銭その他貴重品の盗難・紛失等について一切の責任を負いません。金銭その他貴重品は、利用者自身で貴重品ロッカーへ収納していただくかフロントへ直接お預けください。尚、フロントでのお預かりの品は、預かり証を持参された方に対し預かり証と引き換えにお返しいたします。この時点で当倶楽部のお預かり品に対する責任は免責されたこととなります。又、預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。

(携帯品・自動車等)

第5条 携帯品や場所を提供している駐車場内での盗難、損害及びロッカー収容品の盗難、破損等の損害について当倶楽部は責任を負いません。

(宅急便の取扱い)

第6条 宅急便によるゴルフクラブ、バック、シューズケース等のお取り次ぎは致しますが、その物品の紛失、破損等の損害については責任を負いません。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第7条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット・マナーを守り全て自己の責任でプレーして頂きます。

(プレーヤー同士の事故)

第8条 プレーヤーの打球、素振り、その他の行為により生じたプレーヤー同士の事故についてはプレーヤー間に於いて解決して頂くものとし当倶楽部は一切の責任を負いません。

(雷鳴があった場合)

第9条 雷鳴があって落雷のおそれがあると認められる場合は当倶楽部又はキャディの指示、若しくは独自の判断により安全と思われる場所に避難して下さい。

(火気使用の禁止)

第10条 コース内や倶楽部ハウス内の火気使用は所定場所以外では厳禁します。煙草の吸いがらには必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(約款違反の場合の責任)

第11条 プレーヤーがこの利用約款に違反して事故を起し他人に損害を与え、又は自分が損害を受けた場合は当倶楽部は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ確認)

第12条 プレーヤーはプレー終了後クラブを点検確認し所定用紙に署名して下さい。その後に於けるクラブ・ボールその他の物品不足、瑕疵については当倶楽部は責任を負いません。

(施設等に損害を与えた場合)

第13条 プレーヤーの故意又は過失により当倶楽部の施設等に損害を与えた場合はその損害を賠償して頂きます。

(施設内への持込品)

第14条 当倶楽部施設内へ下記のものを持ち込む事をお断り致します。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 火薬、揮発油等、発火、爆発のおそれのあるもの
5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第15条 当倶楽部施設内での下記の行為をお断り致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. プレーヤー以外の人のコース内立入り（特に許可を得たものを除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為

(非会員の債務の保証)

第16条 会員が同伴又は紹介した利用者（非会員）が倶楽部に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務及びその利用者がゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は利用者の債務履行につき利用者と共に連帯して保証して頂きます。

(非会員への周知方依頼)

第17条 会員は同伴又は紹介した利用者（非会員）に対し本約款の内容を充分周知せらるる様ご協力願います。

(本約款の変更)

第18条 本約款は都賀総合開発株式会社と都賀カンツリー倶楽部理事会が協議のうえ変更することが出来る。

(信義則)

第19条 その他都賀カンツリー倶楽部会則、同細則及び本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神にのっとり信義誠実の原則に従って解決するものとする。

附 則

本約款は昭和60年8月1日から施行する。
本約款は平成17年5月1日より改正施行する。
本約款は平成30年3月14日より改正施行する。